亞墨利加國條約並稅則

全

亜墨利加合衆國條約

附則

帝國ト大日本大君ト亜墨利加合衆國大統領ト親睦ノ誼ヲ堅ク一旦永續セシめんためそれ
人民貿易ヲ通スル事ト変置一其交際ノ儀欲スルヲもってあて
人事ヲ以テ取結ふ事ヲ以変一日本大君ハ其事ヲ以テ井上伝濃守
岩瀬肥後守ヲ命一合衆國大統領ハ日本ニ
する亜墨利加合衆國ヨリ
コンシュルゼネラール官名

トウンセントハルリス人名
別照應して下文の條
第一條
向後日本大君と亜墨利加合衆國と世々親睦
有
日本政府ハ華盛頓ヨリ居留セル政事ニ預ル役人
但シ又合衆國の各港の内

人及び貿易に関する役人を任ずべし
領事の役人及び頒立する取締の役人も合衆國より到
着の日より其國の部内に於て施行すべし
合衆國の大統領は江戸に居留するデプロマチーキア
ケント官名
名誉領事又は約書に載る亜墨利加人民
貿易のために開きする日本の各港の内に居留を
るコンシュル官名又をコンシュライルアゲント官名等

もべ一其ノ日本ニ居留スル
茲ニコンシユルゼネラールヲ置キテプロマチー
國ノ部内ニ於テ領事ノ職務ヲ執ル時ヨリ日本
ニ旅行スル免許アルベシ

第二條

日本國ト歐羅巴中ノ或ル國トノ間ニ若障リ起ル
時ハ日本政府ノ囑ニ應シ合衆國ノ大統領和親ノ
媒トナリテ扱ヒ

合衆國の軍艦大洋ホテ行遇フル日本船ニ公平ナる友睦ノ取斗ラヒヲナスベシ（但亜墨利加コンシユルの居留スル港ニ日本船の入ル事アラハ其各國の規定ニ從ヒテ友睦の取斗ラヒヲナスベシ）

第三條

下田箱館ノ港ノ外次ニ示ス所ノ場所ヲ左ノ如限

神奈川　午三月より九十五ヶ月の後より
長崎　同巳
新潟　同巳九二十ヶ月の後より
兵庫　同巳九五十六ヶ月の後より

西洋紀元千八百卒九年
七月四日
同巳
千八百六十年
一月一日
千八百六十二年
一月一日

神奈川港ハ開く後六ヶ月おゐて下田港ハ閉鎖すべし

新潟港ハ開き難き事あらハ其代りとして

港ハ別ゐ撰ふべし

一、借家條件の内に屢各地に亜墨利加人の居留を許すべしと載する条項は、其居留の者が一箇の地を價を出して借り又は買ふ事を得るや否や、又其所建物の如きは是を買ふ事をも許すべきや、且住宅倉庫を建る事をも許すべきや、又は其

南北ヲ通ズル亜墨利加人建物ノ土地ヲ借リ渡ス一箇所ヲ亜墨利加ノ港ノ定則ハ各港ノ役人ト亜墨利加コンシュルト議定ヲ遂ゲ〔タ〕時ハ其事件ヲ日本政府ト亜墨利加コンシュルマナーキアゲントヘ示シテ家置セシムベシ若議定ヲ遂ゲザル時ハ其居留地ノ周圍ヘ門墻ヲ設ケ出入自在ナラシムベシ

江戸　　午三月より元治元年四十四ヶ月の後より　千八百六十三年一月一日

大坂　　同巳九月より十六ヶ月の後より　千八百六十三年一月一日

右二ヶ所ハ亜墨利加人共商賣を為ス間ふのミ逗留する事を得べし此所の町ハおいて亜墨利加人建家を借受る為き相當ある一區の場所

毎ふ散歩すべき規程の遠近ハ日本役人と亜墨利加のチプロマチーキアケントと後判をべし

双方の國人不拘と賣買さする事總て障りなく其
方等に付ては日本人是に亦合ひ諸國日本人亜
墨利加人より得うる不動産を賣買一式ハ所持する俱
ふ妨なし
軍用の諸物ハ日本役所の外一賣べからず外國人
互の取引ハ兵隊ある事ハ此ヶ條ハ條約を書ふれざるべし

米等を麦
する者及び
積荷のと
日本産
公けの
在留の亜墨利加人日本の
売る事を

総て國地運上を納むる輸入輸出の荷物は別冊の通日本役所にて運上を納むべし

第四條

日本の運上所にて荷主中立の價を付其荷物を買入る時は運上役より相當の價を付べし荷主もし是を否む時は其事を訟べし荷物是を否む時は其付る價に從て運上を納むべし兼ねる時は其

價を以て直に買上べし

一 合衆國海軍用意の不神奈川長汐箱館の内に陸揚
一庫内に入るも差支なき番人守護をなすものを運
上は沙汰に及ばざれ若其不都合を責拂ふ時は買入る人
より規定の運上を日本役所へ納むべし

入歳棒禁止の若亜墨利加商船三斤以上を持渡らん
其量の不日本役人吟味を以取り上べし

輸入の荷物定例の運上納海の上ハ日本人より國
中に輸送をとも別る運上を取立る事亜墨利
加人輸入する荷物ハ此條約を定めより陸分
の運上を納る事なく又日本私及ひ他國の高私ふ
て外國より輸入せる同し荷物の運上言ふと同様ふ
る事

第六條

外國の諸貨幣ハ日本貨幣同様ニ
用ゐべし（金ハ金銀ハ銀と量目ヲ
双方の（）ニ於て比較するを
幣ハ用ゐる妨なし（）
日本人互に物價を償ふヲ日本と外國との貨
の間各港の役所より日本の貨幣を以て亜墨利加
人ニ渡次第引替渡をし（）向後鑄替のさた

すに及ぶ日本諸貨幣を

其の外國の金銀の貨幣より鑄るも鑄さるも輸出入
べし（但し日本銅錢を除く）輸出する事を得

第六條

日本人亞墨利加人亞墨利加人が日本人に對し法を犯せる
コンシュルは裁判所まで吟味の上亞墨利加の法度を
以て罰すべし亞墨利加人が日本人に對し法を犯したる

本人ハ日本役人ノ上日本ノ法度ヲ以テ罰スヘシ
日本政府亜墨利加コンシュル試ヲ取ハ双方高人
連債等ノ事ヲモ公ケヲ取扱ヘシ
於テ條約中ノ規定ヲ別冊ニ記セル所ノ法則ヲ
犯セルニ於テハコンシュル中違ヒ取上罰ス事ヲ
科ハ日本役人ニ渡セベシ
亦國ノ役人ハ双方高民取引ノ事ニ付テ

第七條

日本開港の場所ヘおゐて亜墨利加人於
其他の諸国人へ
左の如し

神奈川　六ヶ川箱館を限る　兵庫　其他ハ各方ヘ元十里

箱館　各方ヘ元十里

兵庫　京都を距る事十里の地ニハ亜墨利加人立入さる
　　途き各方ヘ十里四兵庫より来る船ニの条領人ハ猪名川を越へさる

却て里數八各港の苗代所又ハ汽用所より陸路の程度あり　一里ハ亜墨利加の四千二百七十六ヤールト日本の九三十二町四十八万一尺弐寸五分ニ当る

長汽船其周圍にある汽科所ニ浪ともに治定の上境界定むべし

新潟ハ治定の上ニ而

亜墨利加人雑居ニ立る悪事ありて裁判を請又ハ不身持ふて再ひ試許に参らせざる者ハ居留の場所より一里外に出べきニ其者等ハ日本奉行所より

國地還玄の條と其地左の亜墨利加コ
そべー
其者とも諸引合等の前条にコンシュルより中立に依て相
還玄の期限ハ改めて一ヶ年を越ざる
叫みべーて玄其期限ハ改めて一ヶ年を越ざる
第八條
日本にある亜墨利加人自ら其國の宗法を奉し礼

拝堂と唱へ居留地の内に置も障りあるべきを
破壊し亜墨利加人宗法と自ら念ずる所なり
亜墨利加人日本人の崇敬する事多く又変
して日本紳佛の礼拝を妨け神社佛像を毀
あるべきなり
双方の人民互に宗旨より身ての争論あるべき日
本長崎役所において臨檢の仕来りハ既ニ廃せり

亜墨利加コンシュルの教ニ依テ出奔人等ヲ載
件の場ニ於テ逮捕又ハコンシュルの教ニ依テ船ニ置ク
る罪人ヲ獄ニ繋ク事叶フベシ　但陸地並ニ船中ニ
ある亜墨利加人ヲ不法ヲ戒め規則ヲ遵守セシム
るう為ニコンシュル中立次第ニ寸助力ヲもベシ　右ノ
貴券ニ依テ日本の雑貴ハ

第九條

却て亜墨利加コンシュルより償ふべし

第十條

日本政府合衆國より軍艦蒸氣船商船
軍用銃等の諸物を買入れ又
は製作を命ずる事を得べし
の職人等より船夫を雇ふ事を得るべし
却て日本政府渡文の諸物不足を合衆國より輸送し

雇入る両墨利加人の乗
合衆國親交の國と日本國方一戦争ある間ハ軍中
制禁の品を輸出せス且武事
ハ乗込ませさるべし

第十一條

此條約ニ添ふる高法の別冊ハ本書同格双方の
民互ニ遵守すべし

安政元年寅三月三日 即千八百五十四年
三月三十一日

第十二條

取替ノ事ハ神奈川ニ於テ取扱フヘシ

右ニ付テハ別ニ取替ノ規則ヲ設ケ置ヘシ

第十三條

日本貴人又ハ委任ノ役人ト日本ニ来ル合衆國

右ニ同シ千八百五十七年
六月十七日 下田ニ於テ

取替ノ事ハ神奈川ニ於テ取扱フヘシ

右ニ付テハ別ニ取替ノ規則ヲ設ケ置ヘシ

第十四條

此約書ハ十八箇月ノ後ヨリ施行スヘシ

此約書ハ十八箇月ノ後ヨリ施行スヘシ

右ニ同シ千八百五十七年
六月十七日 下田ニ於テ

此約書ハ十八箇月ノ後ヨリ施行スヘシ

第十五條

此約書ハ日本ト合衆國

のチプロマイチーキアケントと共に
廿條と全く別冊
徒刑と遂くべし

第十三條

今より凡百七十二年即千八百七十二年
存意を以て支國の内より
約条と雖も亜くケ條及び廿書れ

添うる別冊とするに双方委任の後人實檢の上修補し或は改造する事を得べし

第十四條　此條約は千八百五十九年七月四日即千八百五十九年七月五日より

右條約の趣は来る来年六月限或は其以前なるべくは日限或は其以前なるべくも批准書を取替をべし若し日本政府より使節を以て亜墨利加華盛頓府まで

限中本書取留一海外ニも條約の趣ハ
執行スベシ一
本條約ハ日本ヨリハ大君ノ御名ト奥印ヲ署シ
亜高官ノ記名者名ヲ記シ一亜ヨリハ大統領自ラ名ヲ記シ一セケレターリスタート
官ト名トモ自ラ名ヲ記シ一合衆國ノ印ヲ鈐シテ俾
ヒ玄日本侯蘭侯ヨテ本書写トモ四通

と書し其論文ハ何も同義なりとも之を訳して徒擾となすべし」と取極のため安政五年午六月十九日 即千八百五十八年亜墨利加合衆国の八十三年七月廿九日 江戸府にて調印せる支那の後人等名を紀したるもの也

井上信濃守 名押

岩瀬肥後守

軽気球

日本商船の墨西哥港に航する航程

第一則

日本商船の墨西哥港に航する航程は左の如し

時中　亜墨利加の四十八時
但日曜日を除く

一　本邦より亜墨利加コンシュルの請取の書付を受おくべし

一　亜墨利加コンシュルの請取書は亜墨利加国の往通總て

外の書類と亜墨利加コンシユルへ領け取
書なり
若し其者とも其船の乗出書が出べし
右ハ入津の船の仕切り湊の名
噸數船司或ハ所立する者の名案来る
案細書ハ一船の案細人数が聞するものにて
聞入る
書面の通相違なき旨を船司或ハ所立する者

奥書いつ〜俵藏と
もの也
同時ニ其証書を役所ニ頭く
右ニ其証書の物の儘牒差ニ
差送状ニ通り寫一荷物引渡
名ニ其人〜の
証を記せるもの也
証中用意の不動の目録も差書一加ふべし

但記中用文の不
又は書面の通相違之旨奥書記
廿若書中の文面相違の廉
中にん附改るれおいてハ
其期限後ニ至り書改る
においてハ十五ドルラルの
積金の処同領若書中ニ
載さる荷物陸揚

いてハ其不二重の運上ハ日本役所よ
船司或ハ其地の役人ニ立ちるもの入港の
限ふ後一日意ふる時ハ一科と
ルラルの一科と日本役所ニ納むべし
第二則
日本政府より其港内入津の船
除く軍艦
改の役人案内まする船ハ小運上方

糸細のものハ右役人ニ対シ不取
取扱いをなすべし
夜中ハ船中ニ於テ日本役所より許可
前の揚荷船ニ出入荷物仕
ハ日本役人錠を卸シ或ハ市封
一亜ベし第一許シなく
り不拘と引出等のものハ其犯せる人ニ

ラルの3科と日本役所ニ取立ベー

日本役所ニ南蕃の元出書と出さしてそ

或い其事を謀るおくハ次の4條ホ定

一日本役所ニ取上ベー

荷物の中積荷目論ホ載さるおくと取隠し密収納

と減せんと仕組する者ハ其荷ホ没収ホ上ベー

日本の開ラする港ホて密賣買と為すハ勿論ホ仕

細有之亜墨利加船が其不
犯せる
倭の入津の船
日本役所一領
人等の
若其荷物
日本役所へ運上
運上を納むべ
荷物の内を賣捌
荷物抔の内を賣捌
日本役所へ運上を納むべ

積荷と同港内の他船へ移
載せし時は日本役人見分の上
奉行所小相子り免状を請る上ハ宮の運上ハ
阿片の輸入厳禁ニ付猶又其事を諭
載ハ阿片一斤ごとに十五ドルラルの科を日本役
所へ納むべし其組合の人数の多きに拘らず此法
を取てまぬべし

第三則

品物を送る荷主又ハ引請
と陸揚せんとする者ハ其積荷の元出
所を出張して調べ
計書面ハ荷主又ハ引請人の名前積送する船
の名前物の種類番付其積荷の個数石高毎
都て仕切元出書付ハ摘要の末に認むべし
ホの代料を徴めんと思ふ者ハ又引請人徴ふる時ハ償

と中立国に在る書面ある日本渡航の証定さ
一通の抱あるき後揚として名前を記さべし
右く通積荷の目録を出等の書類日本渡航の証定さ
書付引合せ積荷用意不抱とき日
本渡航人右く通免出さる荷物の内武器火薬体を定
式の通取むべし

若運上ノ
費相掛
上ヲ素
費サヽル
若ノ主或
サヽル
ノ如ク

設所ヨリ引取ル事アル時ハ輸入人ノ失
ハセサル様ヨリ引渡
ノ不改濟設所ヨリ
輸入ノ途中
日本設所ヨリ出サヽル
ノ事トス
破壊損傷

立其不取扱ふ職業の廉潔なるもの左の
直組いくさせ其者の物として損一言を歩別ま
其儘牒番教ともに諸書に相徳迄べし一玄
立合ひて直組人等名を記まべし一右の諸
条の表出書（添翰言のの内を引落まべし
并四ヶ條の取極の通運上役所ふて取扱ふ事故
障あるべからず

渚運上納海の渡運上渡
狀を渡さゞるも不物渡方より運上渡
ても其荷者の名を知べし
輸出にて極りたる荷物の船
渡前に船名荷主の番附入高数量目性合
爲め代料を記せる免狀書付を出し書面の通御
なきは輸出人等證據として其名前を認むべし

運上渡部へ兵出し以来航中ニ積込之荷物等ハ
運上渡部へ兵出し以来航中ニ積込之荷物等ハ
内ニ入有之候ハヽ改の上日本渡部へ兵出し以来航中ニ積込之荷物等ハ
航中ニ用ゐ不又ハ禁制の品ハ改の上日本渡部へ兵出し以来航中ニ積込之荷物等ハ
上渡部へ兵出さゝる様組頭客の用ゐ不又ハ禁制の品ハ改の上日本渡部へ兵出し以来航中ニ積込之荷物等ハ
出港ニ日本十二時 亜墨利加 二十四時 和蘭上

渡航ニ付テハ中立ベキハ期限中ニ右ノ數運ヒ
取扱ハサルヘカラス勿論ノコトニ右ノ數ニ止ル事ナク其船舶
役人等（其ノ渡中渡ニ亜墨利加コンシユルヲ中
合衆國ノ軍艦ハ入港運上銀ノ數ヲ
運上役人等ヲ番兵等構ハ事ナシ
合衆國兵船ノ入港出港
ノ數ヲ

一日ホリ日本に上陸する後客多數なるときは
若書面の多數なるときは何ヶ度
ホても入港の度ことに出港入港の多數にわたりてしらべ
薪水食料當用其の入港の緊漁船にして
其積荷の若書を出さゞるときは若其積荷の實
拂ひんとするときは一則の通定式輸入の多數と
いさゝべつ一税則表ら條約書中に記載するものゝ

シキップバルクブリッキスクーナー子ルスループ蒸氣船等ヲ除
テハ左ノ通リ

第五則

日本運上役所ノ規則ハ遠ヒニ依テ出ス

積荷ノ目録ハ運上役所ニ差出ス節ハ必ス二通書ニ名前ヲ記セサル
其犯ヲ知テ百二十ドルラルノ罰科ヲ日本役所ヘ納むべし

噸税ハ日本両港ノ場所ヨリ取立ソトモ左ノ規定ノ通其地ニテ納ムベシ

第六則

亜墨利加商船ヨリ

十五トン以上ノ船ノ入港毎噸

七ドルラル

十五トン以下ノ船ノ出港毎噸

七ドルラル

支那ノ兎牛ノ角

場所ニ入ル健固ノ付
其外ノ各書ニ付
キドルラルル
キドルラルル

第七則

趣テ日本開港ノ場所ニ陸揚スル物品ニ
上同様ノ従ヒ其地ノ運上役所ニ租税ヲ納ムベシ

第一類

貨幣

條約

の衣服

家賊等ニ離貲のこ
ろにせる書籍

何しも日々居留
のこゝに来る者の所持の
ろ〳〵

右ハ運上なし

第二類

凡て船の造立綱具修復或ハ船装の為に用ゐ

水産練製品
塩漬食物の佃煮類
パン並ビスケットの類
生菓子
石炭
家具
トタン板
紅茶
製氷
機械

第三類　右ハ蒸溜或ハ醸シテ造リタル一切物ノ酒類

第四類　右ハ二別入分ノ運上ヲ納ムベシ

九　酒ヲ製シテ売ル者ハ何ニテ造リタル酒ニテモ第一類ノ運上ヲ納ムベシ

運上は納むべし金銀貨幣並
日本産の物積荷
の運上を納むべし
右八神奈川兩港渡
候刻次年より
後刻次年八港出港
税則を再改
すべし

10027485554